

# 公募型プロポーザル方式による県有地の売却について（公告）

次のとおり、公募型プロポーザル方式による土地の売却を実施する。

令和6年5月24日

山梨県知事 長崎幸太郎

## 1 公募型プロポーザル方式による売却の概要

### (1) 趣旨

山梨県は、旧リニア見学センターバス待機所の土地を売却する。

売却土地は、都留市の北部、一級河川桂川の左岸にあって、都留市が整備した都留市大原工業団地に近接している。現在、同団地には、企業6社が機械器具などの製造や貨物運送に関わる工場等を構えており、周辺の国道等の幹線道路や高速道路へのアクセスが容易で立地条件に恵まれていることから、工業地としての活用が適当な地域である。

これまで、本県においては、企業誘致に関して、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき、「やまなし未来ものづくり推進計画」を策定、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者には相当の経済的効果を及ぼす事業として、機械電子産業などの製造業の集積を図ってきた。これに加えて、同法に基づく「やまなし未来物流等推進計画」を策定し、中部横断自動車道の開通により飛躍的に向上する交通アクセスを生かした、物流業の誘致にも取り組んでいくこととしている。

このような中、本件土地の売却に当たり、立地環境や周辺企業との調和を図りながら、当該土地における事業活動によって、将来にわたり高い経済効果を生み出し、他に波及効果を及ぼすと認められる製造業や物流業の立地を目指すものである。

については、事業者からの提案を通して、多角的な観点から総合的に評価することとし、公募型プロポーザル方式により売却事業者を選定する。

### (2) 売却物件

所在地	地目	地積	売却最低価格
都留市川茂字磯辺686番9	宅地	2,167.95 m <sup>2</sup>	金 35,100,000 円

## 2 スケジュール

項目	日程
参加募集の公告(実施要領の配布開始)	令和6年5月24日(金)
現地説明	令和6年6月3日(月)
質問書の受付	令和6年5月27日(月)～6月7日(金)
質問書に対する回答	令和6年6月12日(水)まで
参加申込書の提出	令和6年5月27日(月)～6月13日(木)
参加申込結果の通知	令和6年6月17日(月)まで
企画提案書の提出	令和6年6月17日(月)～6月24日(月)
プレゼンテーション	令和6年6月26日(水)
評価結果通知(売却候補者の特定)	令和6年6月28日(金)まで
土地売買契約締結	令和6年7月5日(金)まで
売買代金の支払い	令和6年7月26日(金)まで

## 3 参加者の資格

参加資格は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人により構成される共同事業者（ただし、1つの法人が重複して申込みことはできない。）とする。なお、共同事業者により申込みする場合は、全ての構成員が要件を満たさなければならない。また、参加申込書提出後に共同事業者の構成員を変更することはできない。

(1) 山梨県税、法人税及び消費税に滞納がないこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 山梨県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 山梨県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者

(ウ) 落札者が山梨県と契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、山梨県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて山梨県との契約を履行しなかった者

イ 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

ウ イの（イ）又は（ウ）に該当する者が、その経営に実質的に関与している法人

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

#### 4 参加申込書の作成・提出

##### (1) 実施要領の配布

配布期間	配布場所
令和6年5月24日（金）から令和6年6月13日（木）まで （山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日山梨県条例第6号）第1条に規定する休日（以下、「県の休日」という。）を除く。） 午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで	山梨県産業政策部 成長産業推進課 （甲府市丸の内1-6-1） （電話055-223-1472） ※山梨県産業政策部成長産業推進課のホームページからもダウンロード可能

##### (2) 参加申込書の提出

売却物件の購入を希望する者は、実施要領に示す参加申込書等を提出期間内に提出しなければならない。

提出期間	提出場所
令和6年5月27日（月）から令和6年6月13日（木）まで （県の休日を除く。） 午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで	山梨県産業政策部 成長産業推進課 （甲府市丸の内1-6-1） （電話055-223-1472）

#### 5 現地説明の日時及び場所

現地説明の場所（物件の所在地）	現地説明の日時	
都留市川茂字磯辺686番9	令和6年6月3日（月）	午前10時30分

#### 6 質問書の受付

受付期間	質問書提出先
令和6年5月27日（月）から令和6年6月7日（金）午後5時まで	山梨県産業政策部 成長産業推進課 （甲府市丸の内1-6-1） （電話055-223-1472）

## 7 企画提案書の作成・提出

企画提案を行う者は、実施要領に示す企画提案書等を提出期間内に提出しなければならない。

提出期間	提出場所
令和6年6月17日（月）から令和6年6月24日（月）まで （県の休日を除く。） 午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで	山梨県産業政策部 成長産業推進課 （甲府市丸の内1-6-1） （電話055-223-1472）

## 8 評価及び結果通知

### (1) 評価方法

提出された企画提案書等の内容を総合的に評価し、評価点が最も高かった者を売却候補者として特定する。企画提案書提出者が一者でも評価を行うものとし、企画提案書提出者数に関係なく売却候補者なしとする場合もある。

また、正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとする。

### (2) プレゼンテーションの実施

日 時	場 所
令和6年6月26日（水） 午前10時から	防災新館201会議室 （甲府市丸の内1-6-1）

### (3) 評価結果（売却候補者の特定）

評価結果については、令和6年6月28日（金）までに、書面にて通知する。

## 9 契約保証金

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納付すること。

(2) 買受事業者が別に定める期限までに売買物件の売買代金を納付しない場合は、契約保証金は県に帰属する。

## 10 その他

### (1) 契約書作成の要否

要する。

### (2) 契約に付す条件

ア 買受事業者は、売買物件の引渡しを受けてから3年以内に操業を開始するとともに、操業開始から10年を経過するまで（以下、「指定期間」という。）企画提案を行った事業を継続すること。

イ 買受事業者は、指定期間、県の承認を得ずに、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は同物件に権利を設定してはならない。

ウ 買受事業者は、指定期間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならない。

エ 買受事業者は、売買物件を暴力団事務所（山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第5号に規定する暴力団事務所をいう。）その他住民に著しく不安を与える施設の用途に供してはならない。

オ 県は、指定期間、随時に売買物件の使用状況等について実地調査をし、買受事業者に報告を求めることができる。買受事業者は、調査を拒み若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

カ 買受事業者は、上記アからオまでの条件に違反した場合、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

キ 買受事業者は、現地の境界杭等を確認の上、売買物件地内の境界線付近へフェンスを設置すること。

ク 買受事業者は物件所在地の隣地（都留市川茂字磯辺686番3、以下同様）へリニア見学センター利用者バス乗務員用トイレを設置すること。その際、現在本件売却物件内に設置しているトイレと同規模、同程度の機能を維持することとし、水道設備及び電力供給設備の設置についても対応すること。なお、機能維持が担保できる範囲で既存設備の移設により対応することを認める。

ケ 買受事業者は、隣地へ設置するトイレへの電力供給のために、電柱及び支線等の電力設備の設置が必要な場合、用地の使用に協力すること。

コ 買受事業者は、隣地へ設置するトイレへの水道設備接続のために、管路等の設置が必要な場合、用地の使用に協力すること。

- サ 買受事業者は、前面道路から隣地へ車両が進入するための出入口を整備すること。(構造物の設置にかかる手続に必要な資料の作成を含む。) 出入口には、開閉のために必要な門扉を設置すること。なお新たな出入口の整備が完了するまでの間、バスの出入りが必要な場合、用地の使用に協力すること。
- シ 買受事業者は、リニア見学センターバス待機所看板(山梨県所有)を隣地へ移設すること。
- ス 買受事業者は、隣地のぬかるみ対策を行い、待機場として利用できる状態とすること。
- セ 買受事業者は、ホース格納箱(所有者不明、通常地元で設置するもの)を継続設置するか都留市及び消防団と協議すること。
- ソ その他、買受地の整備に関して隣地の利用に影響を与える可能性がある場合には、その都度県と協議を行うこと。
- タ 企画提案書の内容と売買物件の土地利用が著しく異なる場合及び上記アからエまでの条件に違反した場合は県が買い戻すことがある。

(3) その他の事項

詳細は、実施要領による。

11 問い合わせ先

山梨県産業政策部 成長産業推進課

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3階

電話055-223-1472